

## 特別児童扶養手当 手当金額変更の注意事項

### ○手当の金額変更について

- ・「対象児童（障がいのある児童）の障がいの程度が変更となった」「養育する障がいのある児童数に増減があった」等の理由で、手当の金額が変更となる場合に提出してください。
- ・減額が理由で手当が0円となる場合は、資格喪失に該当します。提出する書類は「額改定届」ではなく「資格喪失届」となりますので、ご注意ください。

### ○提出書類（増額の場合）

1. 特別児童扶養手当額改定請求書
2. 交付済みの手当証書（市に返却をお願いします）
3. 【障がい程度が中度→重度になった場合】  
対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（次のいずれか1つ）
  - ①特別児童扶養手当認定診断書（作成日が申請日の当月 or 前月のもの）
  - ②療育手帳Aの写し
    - ・次期判定年月までに10歳未満 → 判定日から2年以内
    - ・次期判定年月までに10歳以上 → 判定日から3年以内
  - ③身体障害者手帳の写し（一部の障がい・等級のみ）  
（診断書が省略できるものについては2ページ目に記載します）
4. 【対象児童数が増加した場合】
  - ①新たな対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（上記を参照）
  - ②請求者及び新たな対象児童（障がいのある児童）の含まれる戸籍謄本

### ○提出書類（減額の場合）

1. 特別児童扶養手当額改定届
2. 交付済みの手当証書（市に返却をお願いします）
3. 減額改定の事由が明らかとなる書類（当てはまるものを提出してください）
  - ①戸籍謄本（除籍も可）
  - ②施設入所の措置決定通知書等
  - ③その他、減額の事由及び発生年月日が分かる書類

○診断書が省略できる身体障害者手帳の障害名・等級

障害名	等級
視覚障害	3級以上
聴覚障害	3級以上
平衡機能障害	3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級
肢体不自由（上肢）	3級以上
肢体不自由（下肢）	4級（の一部）以上
肢体不自由（体幹）	3級以上
脳原生運動機能障害	3級以上